給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

松江市雑賀町319番地４

再生債務者　岩井　　実

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年３月30日まで

平成27年３月９日　　松江地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第４８号

大阪府枚方市東中振２丁目８番10―203号

再生債務者　國生　幸崇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月３日まで

平成27年３月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４６号

大阪市東成区中本３丁目17番６―310号

再生債務者　枡田　直也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月８日まで

平成27年３月６日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００５３号

東京都練馬区西大泉４―10―19

再生債務者　橋本　　武

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第３７号

大阪市鶴見区安田１丁目２番55号

再生債務者　諏訪原義広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４号

奈良県橿原市四分町287番地の５

再生債務者　宗川　泰也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月５日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再ロ）第５号

北海道富良野市朝日町11番21号

再生債務者　蹄　　淳一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第４１号

大阪市西成区玉出東１丁目13番33号、住民票上の住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目20番２号

再生債務者　甲斐　義人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月６日

大阪地方裁判所第６民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 53 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年２月27日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 27 年３月 17 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｄ153号

2．名称　リトラ株式会社

3．住所　埼玉県日高市大字原宿７番地５

4．特定計量器の種類　非自動はかり

1．承認番号　第ＳＡＣ151号

2．名称　株式会社堀場製作所

3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地

4．特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

1．承認番号　第ＳＣ151号

2．名称　株式会社堀場製作所

3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地

4．特定計量器の種類　化学発光式窒素酸化物濃度計

1．承認番号　第ＳＦ151号

2．名称　株式会社堀場製作所

3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地

4．特定計量器の種類　磁気式酸素濃度計

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十七日

東京都港区南青山一丁目一五番一五号

ヒカリトラスト合同会社

代表社員　仙石　　実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月一日であり、組織変更後の商号は清水屋食料品店株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十七日

神奈川県鎌倉市雪ノ下一丁目九番三一号

合資会社清水屋食料品店

代表社員　永塚孝一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年三月十七日

青森県八戸市豊洲三番地一六

有限会社日興

代表取締役　武子　克覚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年四月十八日であり、株主総会の決議は、平成二十七年三月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年三月十七日

熊本県宇土市南段原町一〇四番地六

中尾総業有限会社

取締役　中尾　謙介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億二千九百四十四万八千三円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年四月二十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kojitusanso.jp

平成二十七年三月十七日

兵庫県神戸市中央区浜辺通二丁目一番三〇号

株式会社好日山荘

代表取締役　檜木　裕二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年四月中旬開催予定の臨時株主総会において、平成二十七年決議権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年三月十七日

東京都中央区新富二丁目一四番七号

株式会社農業支援

代表取締役社長　堀内　信介